

## 国立大学法人大分大学職員表彰規程

平成18年11月27日制定

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）第61条の規定に基づき、国立大学法人大分大学の職員（以下「職員」という。）の表彰に関して、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第3項第1号に規定する部局をいう。

### (表彰の実施)

第3条 職員が、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定めるところにより表彰を行う。

- (1) 就業規則第61条第1号から第6号までの一に該当する場合 当該職員の部局の長の推薦に基づき学長が選考し表彰する。
- (2) 就業規則第61条第7号に該当する場合 別に定める国立大学法人大分大学職員永年勤続表彰規程（平成16年規程第44号）の定めるところにより表彰する。
- (3) 就業規則第61条第8号に該当する場合 第1号に定めるもののほか学長が特に表彰すべき実績があったと認める場合に表彰する。

2 表彰の日（前項第2号に掲げるものを除く。）は、学長が定める。

### (雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、職員の表彰の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

#### 附 則（平成18年規程第125号）

この規程は、平成18年11月27日から施行する。

#### 附 則（平成19年規程第95号）

この規程は、平成19年12月25日から施行する。

#### 附 則（平成28年規程第95号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。